

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における同項に規定する数量を次のとおり変更した。

一 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

103.8トン

2 知事管理区分に配分する数量

知 事 管 理 区 分	配分する数量
千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4月から6月まで）	6.7トン
千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（7月から9月まで）	0.9トン
千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）	12.7トン
千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（1月から3月まで）	0.8トン
千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4月から6月まで）	0.0トン
千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（7月から9月まで）	13.0トン
千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）	13.1トン
千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（1月から3月まで）	12.5トン
千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4月から6月まで）	0.2トン
千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（7月から9月まで）	6.8トン
千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）	4.9トン
千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（1月から3月まで）	7.4トン

千葉県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	22.8トン
-------------------	--------

二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

87.4トン

2 知事管理区分に配分する数量

知 事 管 理 区 分	配分する数量
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（4月から6月まで）	8.6トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（7月から9月まで）	34.3トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）	8.9トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（1月から3月まで）	24.8トン
千葉県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	6.8トン